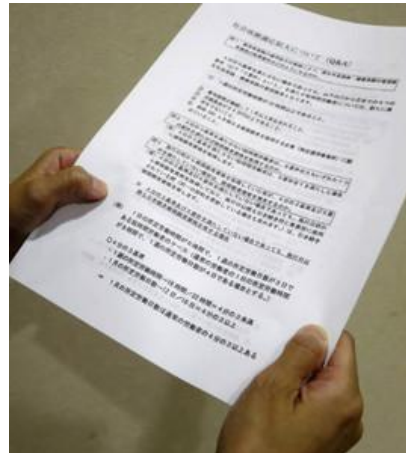


<変わる主婦の働き方>

手取り減がネック 理解広がらず

2016年7月4日「東京新聞」

社会保険の適用が10月から拡大される。夫がサラリーマンとして働くパートの主婦は、年収が130万円に達しなければ、夫の被扶養者として公的な年金や健康保険の保険料を負担しなくて良かったが、10月以降は月収8万8000円(年収約106万円)以上になると納めなくてはならなくなる。国は「働かない方が有利な仕組みを改め、女性の就業意欲を高める」と説くが、「130万円の壁」が「106万円の壁」に低くなることに、主婦の抵抗感も根強い。(諏訪慧)



労組が作った社会保険適用拡大の説明資料を手にするパートの女性。「今の暮らしを維持するのが精いっぱい、老後のことまで考えられない」と話す＝愛知県内で

「手取りが減るのが嫌だし、保険料を納めたところで、本当に年金ももらえるか分からない」

食品スーパーでレジ打ちのパートとして働く愛知県内の主婦(47)は、月収八万八千円を超える働き方をするつもりは全くないと言い切る。

昨年までは年収が百三十万円に達しないように、ぎりぎりまで調整して働いた。今年はさらに減らして、職場で人手が足りなくても出勤にはしない。

二人の子どもが今春、大学と高校を卒業し就職。教育費がかからなくなった。昨年より二十万円減っても、家計に問題はない。加えて、「たくさん働けば、掃除や洗濯、食事がおろそかになり、家の中がすさみそうだから」。

小学生と中学生の子がいる別のパート主婦(37)は、昨年の年収が百万円ほど。一カ月に数時間でも多く働くと、十月以降は社会保険料を支払う対象になる可能性がある。「手取りが減る方が惜しい」と、今の働き方を維持するつもりだ。

子どもには、それぞれ三種類の習い事をさせている。保険料が引かれれば手取りが毎月一万五千円弱減り、「習い事を半分に減らさないといけなくなるかも」。保険料を納めるメリットは理解しているものの、「これからかかる教育費のことで頭がいっぱい。自分の老後まで気が回らない」。

二人が働くスーパーの労働組合は、今回の対象拡大が非正規労働者の権利拡充につながるとして、社会保険料を自分で払う働き方を勧める。しかし「なかなか理解が広がらない」(労組担当者)という。

一方、パート労働者の労働時間を減らそうとする企業もある。厚生年金と健康保険の保険料は原則、働く人と会社が同額を折半しており、社会保険料を払う人が増えれば、会社の負担も増えるからだ。

非正規労働者を支援する「派遣ユニオン」(東京)によると、都内のマンション管理会社で働く五十代のパート男性から六月中旬、「社会保険に加入させるのは難しいので、十月から勤務時間を減らすと会社から通告を受けた」との相談が寄せられた。ユニオンの関根秀一郎書記長は「保険料を納めたくない、企業が労働時間を制限するのは筋違いだ」と批判する。

逆に、人手不足に悩む企業は、別の対応を迫られている。都内のコールセンター運営会社では、労働時間を減らそうとするパート従業員が多いという。お金に困っていない家庭の場合、「手取りが減るくらいなら仕事をやめてしまえば」と夫に言われて退職を申し出る女性も。総務担当者は「業務に支障が出ないよう労働時間削減や退職を思いとどまるようお願いしているが、説得しきれっていない」と頭を抱える。